

## 阿賀町町長部局障害者活躍推進計画

機関名	阿賀町町長部局
任命権者	阿賀町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
阿賀町における障害者雇用に関する課題	阿賀町においては、平成31年度から障害者に限定した非常勤職員の募集・採用を行っており、大きな問題は生じていないところだが、今後障害者雇用率の引き上げが行われること等から、さらなる体制整備が必要である。
目標	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報時、人事記録等をもとに定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員として総務課長補佐を選任し、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

## 阿賀町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	阿賀町教育委員会
任命権者	阿賀町教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
阿賀町における障害者雇用に関する課題	阿賀町教育委員会においては、職員は町長部局において一括採用されており、教育委員会独自の採用は行っていない。
目標	
①採用に関する目標	現時点で採用を行う見込みはないが、採用を行う際には、障害者である応募者を念頭に置いた形で職員の募集を行うとともに、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として、社会教育課長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者である職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○募集・採用を行う際には、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

## 阿賀町消防本部障害者活躍推進計画

機関名	阿賀町消防本部
任命権者	阿賀町消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
阿賀町における障害者雇用に関する課題	阿賀町消防本部においては、職員募集は職種を消防吏員に限り、障害者に限定した募集・採用は行っていない。
目標	
①採用に関する目標	現時点で採用を行う見込みはないが、採用を行う際には、障害者である応募者を念頭に置いた形で職員の募集を行うとともに、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として、消防次長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者である職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○募集・採用を行う際には、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。